

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">(1 3 : 0 0)</p> <p>皆さん、こんにちは。 ただいまの出席議員数は、全員でございます。 定足数に達していますので、これより令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を開会します。 直ちに、本日の会議を開きます。 令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様をはじめ管理者、副管理者及び関係職員おかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。 本組合の懸案事項でありました打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、追加をした基礎杭の撤去工事も無事終わり、去る3月10日に完了したとの報告を受けて、安堵しているところでございます。 さて、本日提案されている議案は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び財産の譲与の2件でございます。また、去る3月12日に全員協議会を開会して、継続審査を行いました議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の2件につきましても、本日審議いたしますのでよろしくお願いをいたします。慎重なる審議を賜り、適切な結論が得られますようお願いを申し上げます。 続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。 管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、こんにちは。 令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、年度末の公私ご多用の折にもかかわりませず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。 さて、長年お世話になりました打越台環境センターの解体・撤去工事につきましては、当初設計に含まれていなかった基礎杭の撤去工事の追加が生じたため工期が延長となりましたが、心配をしておりましたダイオキシン類などの土壌汚染もなく、3月10日に無事完了いたしました。また、去る3月23日に環境の森センター・きづがわ環境監視委員会を開催し、本施設の稼働状況につきましても、地元住民の視点から適切に運転・保守を行っていることを確認させていただきました。</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>さて、本日ご提案をさせていただく案件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例及び財産の譲与の2件でございます。この2件に加えまして、先日の定例会にご提案をさせていただき、継続審査となりました議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、打越台環境センター解体・撤去工事の完了などのご報告を申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、岡本篤議員と8番、佐々木雅彦議員を指名します。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日3月30日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件並びに日程第4、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして、関連しますので一括議題といたします。</p> <p>なお、討論及び採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第3、議案第2号「木津川市精華町環境施設</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件並びに日程第4、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件を一括議題といたします。</p> <p>本件は、去る3月12日に開会いたしました全員協議会におきまして審査を行ったところでございますが、議案第2号及び議案第3号について質疑を行います。</p> <p>それでは、質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと質疑の前に、継続審査となっている以上、3月12日の全員協議会で何が議論され、何が確認されたかというのは報告されないんですか。通常、議会では、継続審査案件については、次の議会でということが議論されたかというのは報告された上で質疑やらないと、同じことをまた繰り返すことになりますので、継続審査の中身について、まずちょっとご報告願いたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13:08)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(13:19)</p> <p>再開します。</p> <p>今、佐々木議員の質問がありました。それについて、事務局、答弁願います。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>議案第2号、第3号につきまして、去る3月12日に全員協議会を開いていただきまして、継続審査をしていただいたところでございます。</p> <p>継続審査の主な内容につきましては、議員の報酬について、実費弁償相当額とすることに対する考え方等についての質疑等がございまして、一定、この議案に対する議案のとおりでの解釈といえますか、ご理解いただいたのかということで思っているところでございます。</p> <p>ただ、実際に実費弁償を支給するに当たりまして、きちっと内規を定めることによって適切に運営していくことが必要だというご議論もありまして、当日配付いたしました内規案、これに対する修正のご意見をいただきましたので、本日、その修正に基づいた内規案を事前配付させていただいているところでございます。</p> <p>この内規案のことによりまして、議案第2号、第3号で修正いたします実費から実費相当額というところに変えることによって、何か取扱いについて疑義が生じるものではないというふうに考えておるとこ</p>

山本事務局長 つづき	ろでございます。 少し雑駁な報告でございますけれども、前回の全員協議会におきまして、一定の議案どおりの内容でのご理解いただけただけということで報告をさせていただきます。 以上でございます。
森田議長	ほかございませんか。
佐々木議員	よろしいですか。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>じゃ、質疑に入りますね。</p> <p>この間の今議論があった3月12日の全協で、事務局からるる説明があったわけです。一応、その説明については、ちょっと言い方は失礼かもしれんけれども、一応信用して聞いていました。幾つかあったけれども、例えば、この実費相当額という書き方については、または庁舎からの距離については、相楽内のほかの一部事務組合等、全部そうだよという話があったんです。あったんですよね。それも一応信用しました。実費相当額という言葉についても、一応調べさせていただきました。</p> <p>それで、申し訳ないんですけども、やっぱり事実と異なるんですよ。まず、実費相当額というのを条例に入れているところというのはめったにありません、全国的に。要するに条例、何かを支給するための根拠条例として、実費相当額という言葉を使っているのはほとんどない。費用弁償という言葉を使っているのはありますよ。それはあるんですよ。実費相当額というのほとんどないですよというのがまず1個。だから、何でこういう解釈が曖昧になる言葉をわざわざ持ってきたかというのが、まず疑問です。</p> <p>その上で、木津川市さんのいわゆる特別職や議員さん、要するに今議題になっている規定を見ました。精華町も見せてもらいました。木津川市も精華町も、いわゆる全国的にほぼ標準と思われる、いわゆる職員の旅費条例を準用するとなっているんですよ、原則的に。ほかの自治体を見てもほぼそうです。私が見た範囲では、大半の自治体は職員の旅費条例を準用する形で特別職の旅費等の規定をしています。</p> <p>その中で、今度は職員の旅費条例を、これ全国的に見てみると、ほぼ一緒なんだけれども、何が書いてあるかということ、全協のときもちょっと議論になったけれども、それは相当額じゃなしに、基本的に実際の距離なんです。言葉としては路程という言葉が使われています。路程という意味は、要するにA点からB点への移動の距離です。これが一般的な解釈です。だから、要するに実際にその特別職の方が移動</p>

佐々木議員
つづき

した距離ということになるんです。10メートル、20メートルの差はありますよ。あるけれども、一般的に世間一般で考えて、AからBの地点にある人が移動したものを路程というふうにいるんです。それは調べました。

そういうことが出てきたということ、ちょっと前回の全協の話として、説明の根拠が若干疑わしくなっているんです。それが前提としてあるわけです。

だから、もう一つ、さっき申し上げましたけれども、相楽郡内のほかの一部事務組合の規定も調べられる範囲で調べました。ただ、山城病院に関してはホームページ上に出てこないんです。出てこないから分からなかったけれども、広域事務組合、それから中部消防の組合、それと、こことは関係ないんだけど、東部の広域連合、相楽の、これを見せてもらおうと、ほぼさっき申し上げた木津川市、精華町の標準ルールとほぼ一緒です、規定は。旅費支給規程はほぼ一緒です。だから要するに、ちょっと病院は分かりませんが、この組合議会のルールだけ、標準と違うルールが今あるんですよ、まず大前提として。そうすると、じゃ、何で標準的な条例というか、特別職のものもつくって、それを一般の職員旅費規程を準用しないのか。要するに標準ルールをなぜ使わないのかというのが疑問になって出てきますよね、まずそこが。そこはやっぱり1点聞きたいことなんです。なぜ標準ルールを使わないのか。

これが、例えばここの特有の事情があるとか、もしくは、これは組合だからあまり関係ないけれども、市町村が住民の、例えば知る権利をもっと拡大したいから、標準よりも拡大して運用するという意味の標準を使わないというのはまだ理解できるんですけど、これについて標準を使えないことは理解できないんです。そんなに特殊性があるとは思えないということが1点です。

2点目は、ほかの組合さんとか、そういった市町村というのは、いわゆる議員も含めた特別職が、全ての活動がここに来る活動とは限っていないんです。例えば、木津川市や精華町の議員さんは経験したことあると思うけれども、京都市内に、議員の研修会だとか、または監査委員の研修会だとか、協議会だとか、出ていくことがありますよね。それは通常、議員さんが出勤する議場とかではなくて、違う場所に行くわけです。場合によっては、前の西部塵埃の場合はこの炉を考えたときに、昔の方にお聞きしたら、やっぱり先進事例を見るために、組合議員さんが先進地視察に行っているんです。いわゆる管外研修ですよ、通常の議会と言う。それさえ、この今の条例改正だと範囲に入っていない可能性があるんです。なぜかという、要するに、交通費については無理無理曲げて解釈すれば何とかなるかもしれないけれども、それ以外の経費、例えば宿泊を伴った場合、何ら支給規定がないということになっちゃうんです。

だからこの際、標準バージョンにして、いわゆるここでの会議だけじゃなしに様々なパターン、議員だけじゃないですよ、特別職の方が活動する上で様々なパターンに対応できるような条例、要するにスタ

佐々木議員
つづき

ンダードな条例にしておくことのほうが、何か起こったときにばたばたしないで済む。そのほうが応用性というか柔軟な運用になるのに、なぜしないのかが2点目となります。

それから、もう一個、全協でも申し上げましたけれども、相当額とって本庁舎から計算するという点については、やっぱり矛盾が出てくるわけです。法体系上、いわゆる37円の根拠はさっきおっしゃったとおりだと思うし、なおかつ職員旅費条例の中に書いてあるわけですよ、それは。だから、それを応用することは別にいいと思うんだけど、職員旅費条例の中には、先ほど申し上げたように、計算根拠はAからBの移動距離なんです、路程、書いてあるのは。

だから、職員旅費条例のほうの原則は、AからBの実際移動距離を対象に計算をするのに反してお金だけ、37円という単価だけは準用するけれども、測る距離については、なぜか2つの市町の本庁舎からの距離という、いわゆる実際とは異なることを適用するという、準用する側のルールと違った解釈をするという、そういう法解釈上かなり無理がある運用をしようとしているという点が3点目です。

もう一個、もう一遍今回全協を受けて、さっき事務局がおっしゃったように、前の資料だと、2号議案と3号議案の内規は別々につくられたけれども、それを1個にしましたよね。1つにまとめましたよね、事前にもらっている資料によると。それによって逆にまた矛盾が出てきちゃったんです。言わば、第1号から第6号までであるけれども、第1号から第5号に関しては基本的に精華町か木津川市に住所がある人のことを言っていて、もしその2つの市町以外に住居がある特別職、議員以外ですよ、特別職が発生した場合というのは、JR木津駅までのものを加算すると書いてあるんです。加算部分は分かりません。分かるんだけど、加算する前の額については、やっぱり矛盾が発生するんですよ、それ。

だから、なぜかという、さっきから申し上げているように、通常のスタンダードなルールを用いらずに、特殊なルールをつくらうとしているから様々な矛盾が出てくるし、今ここにいる方たちは、今この議論を聞いているから分かると思うけれども、これは5年後、10年後で異動があったり、議員が代わったりしたら、恐らくこの例規集を読んだら、違う解釈になることが出てきちゃうわけです。非常にそれはまずいので、特にこの組合に関していえば、前身の西部塵埃処理組合の関係でいえば、いわゆる条例やとか申合せやとかいったことが、当初の思いと違う解釈がされて、様々な時間を使ってそれを解決してきたという経緯があるわけだから、何を言われているか多分分かっていると私は思いますけれども、だから、そういう教訓がある以上、やっぱり誰が見ても、どう解釈しても同じような解釈ができるようなものにしておかないと、非常に危惧を感じます、そこは。

ですから、はっきり申し上げて、かなり私、今、賛否迷っているんです。今お聞きしたことに対して明確な答弁があれば、まあいいかと思うんだけど、もしないんだったら、これやっぱり出し直すべきですよ、標準ルールで。標準ルールに戻すというか、標準ルールとし

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>て新たにつくらないと、応用利かないし、解釈がむちゃくちゃになっ ちゃうおそれがあるので、ここはもう一遍仕切り直してやるべきやと いうことも含めて、取りあえずさっきの3点か4点についてご答弁願 いたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず、質問を幾つかいただいておりますけれども、1つ目の郡内の 状況でございますけれども、これは、佐々木議員からご指摘のありま すように、ホームページに載っているもの、載っていないものがあり ますので、うちの職員が聞き取り調査をした結果を報告させていただ いておりますので、間違いがないものというふうに考えているところ でございます。</p> <p>それと、佐々木議員のおっしゃっていただいている木津川市ルール といいますか、標準的なものというところの費用弁償でございますが、これは、木津川市の例規集、精華町の例規集も見ていただいても 分かりますように、通常といいますか、職員の旅費規程を準用する というところになりますので、佐々木議員がおっしゃいました管外への 研修でありましたり視察、そういったところに対しての適用するもの というところで解釈をしています。旅費を準用しますので、職員の旅 費の規定につきましては、職員が出張等をするところのものでござい ますので、この庁舎のほうに来ていただくものについては、適用する ことが困難な条文になっているのではないかとというふうに解釈して おります。</p> <p>その上で、これまでの取扱いの中で、精華町にありました打越台環 境センターにあったときにつきましては、精華町の議員さんに対して は、交通費の実額は支払われていなかった。当時の木津川市、もしくは 木津町、山城町の議員さんのほうには支払われていたというところ でございまして、それを準用しながら、今、環境の森センター・きづ がわに移ったときに、精華町の議員さんのほうにつきましては、従来 からの計算単価に基づいて支払わせていただいております。</p> <p>ただ、その根拠につきましては、これまで決算のときのご指摘であり ますとか、いろいろなところをしんしゃくいたしまして、こちらにつ いてはやはりきちっと取り扱っていくことが必要だろうということ で、今回の交通費実額から実額相当額というふうに表現を変えて、そ の取扱いについても、そごが生じないように内規で定めているところ でございまして、佐々木議員おっしゃるように、その解釈が変わると いうことはないのではないかとというふうに思っております。</p> <p>佐々木議員からご指摘のありました従来決まっていたもの、申合せ 事項がその時々解釈によって違うとおっしゃっておられるのは、多</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>分、打越台環境センターの基金の関係だったと思いますけれども、それにつきましては、条例と実際にやっているところが違っていたというところがございますので、条例どおり読めば、これまでから議論のあった疑義があるのではないかとこのところが正論になってきます。ただ、そういったことも踏まえまして、従来からの経過、そういったことを踏まえて基金については処理をしたというところがございますので、条例そのものに疑義があるといったようなことではなかったのかというふうに思っています。</p> <p>今回も、これまでの議員の皆様方へのこちらのほうに来ていただく際の交通費、これをどういうふうな形で公平に支出していくのかというところで見直しているものがございますので、将来、何か疑義が生じるとか、この扱いは、その時々担当、もしくは議員によって変わるということはないのではないかとこのように考えてるところでございます。</p> <p>したがって、いろいろ矛盾が生じるのではないかとといったようなご指摘もいただいておりますけれども、これまでの打越台環境センターからこちらに移ってきた間におきましてやっていた、そういったところにつきまして、きちっと現状と実際にお支払いする金額の根拠を明確にして支払っていくというところがございますので、特段何か矛盾が生じるとか、今後、疑義が生じて解釈が変わるといったことではないのではないかとこのように考えているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>答えもらっていないけれども。</p>
<p>森田議長</p>	<p>何の。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>標準ルールを使わない理由です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>標準ルールを使わない理由。 局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>標準ルールを使わない理由と申しますか、従来からあるところについては改善をしていくというところでの条例改正でございますので、現時点におきましては、今おっしゃられているようなことについて改正する必要はないというふうに考えているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>

<p>佐々木議員</p>	<p>かなり強弁されてるわけだけれども、答弁になっていないでしょう、それは。ほかの自治体、近隣も含めてまたは広域も含めて、要するに一般職員は、出張とか研修だとかいうときの規定のルール、ちゃんとあるわけですよ、全部。今問題になっているのは、議員をはじめ特別職の方々が、今の話は、今の提案は、ここに来るルールとしては確かに一定、いいかどうかは別にしても、提案されているんです、第2号、第3号は。それはそれでいいんです。いいというか、賛成と言っているわけじゃない。それはそれで分かるんだけど、同時に、ほかのところが標準的につくっているのは、ここ以外への業務だってゼロとは言えないわけですよ、それは。ここ以外、要するに、ここに会議に来る以外の用務が特別職や議員に生じないというところはゼロではない。それに対応するために、一般的な市町村や近隣のいわゆる一部事務組合、広域連合というのは、そういうルールを、職員の旅費規程を準用するという形で、議員をはじめ特別職の方々、監査委員さんとかの方々にも、いわゆるいろんな活動ができるようなことのルールを持っているわけです。やるかどうかは、その年度年度によって違うけれども。</p> <p>もしその交通費のことを変えようというんだったら、何遍も言いますよ、なぜ標準ルールをつくらないのかなんです。そうしておけば、ここに会議に来ることだってちゃんと対応できるし、ほかのところに行く出張やいわゆる研修、管外研修等にも対応ができるわけです。これがないと、例えば来年度のどこかで、どこかに見に行く必要があるということが生じた場合に、わざわざもう一遍議会を開いて条例改正しなあかん話になっちゃうわけです。</p> <p>だったら、もう初めから、今新しいものをつくれと言っているわけじゃないですよ。みんなが持っている、一般的な市町村や組合が持っている標準ルールをつくるほうが手っ取り早いじゃないですか、それが。それをあえてしないことの理由を聞いているんです。要するに、あえてしないということになったら、この組合は絶対に、議員はじめ監査委員とか特別職の方は、ここ以外に行かないんだと、この場所以外には行くことは絶対ないんだということがこの組合の方針であるんだったら、唯一その道はある。だとしたら、ちゃんと管理者に答えてもらわなあかん。議員も含め特別職は、ここ以外は仕事はしないと、そういう方針なんですということを明言していただきたい。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>もうちょっと議論が違うのかなというふうに思っております。今おっしゃっていただいているのは、議員さんなり、特別職の方が公務で他のところに出張に行かれる、研修とかに行かれる際にどうするのかというところでございますので、そのことにつきまして、少なくともこの組合ができて以来、そういった条例がないということでございます。</p>

山本事務局長 つづき	<p>すので、従来、事務局を担当してきた者が、そういったことがこの組合では必要がなかったというところがございます。</p> <p>今後、そういったことがあるのかないのかというと、それは可能性としてはゼロではないということでございますので、そういった条例等についても、今後必要であるということのご意見でございましたら、それにつきましては、今後事務局のほうでも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今おっしゃっていることと今回の2号議案、3号議案とは、またちょっと異なるのかなというふうに思っているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	では、ほかに。
佐々木議員	<p>よろしいか。</p> <p>あかんというなら、もうやめておくけれども、議長の采配や。1回目のは質疑じゃないからね。</p>
森田議長	<p>取りあえず、ほかにございますか。ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なし。そしたら、どうぞ。</p>
佐々木議員	いいんですか。
倉議員	何やそれ。3回違うの、発言。
森田議長	最後は質問違う言うてんねん。
佐々木議員	<p>要するに何が言いたいかというと、ここに来る交通費というのは、基本的に概念上を言えば、要するに職員旅費規程の中の話なんです。その中の一部なんです。</p> <p>特別職のメンバーは法律上、議員も含めて通勤手当はもらえないでしょう。法律上もらえないんです。だから、報酬か、一部市町村には政務活動費があるけれども、いわゆる実費弁償ができないんですよ、私らは、法的に。それ以外の皆さん職員がもらっている通勤手当はもらえないです。もらったら違法です。だから、議員をはじめ特別職は、通勤手当じゃなしに旅費規程というのをつくって準用して、その</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>人が移動する場合のコストを補填しようということをしているわけであって、これは常識の話ですよ、だから、会議のためにここに来る行為も、大きく言えば旅費規程の中から適用される一部でしかないわけで、しかしそれを、その一部しかないのに、旅費規程自身の標準化を拒否されるわけでしょう。</p> <p>一方で、ここ以外に行く可能性はゼロじゃないといいながら、その可能性で何か起こった場合は自腹で対応してくださいと言っているのとひとしいんですよ、要するに。お金は出せませんと、特別職の人は自腹で、移動手段は何とか確保して行ってくださいということをお断りしたのとひとしいんです。それはあってはならない話です。そのあってはならないことを是認するのであれば、ちょっと賛成できなくなりますけれども、是認するんですね。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>あってはならないことを是認するかどうかというような議論をしているのではなくて、私はしているつもりは全くありません。</p> <p>これまでから、この組合が設立されてから、そういったもののなかったということがまず事実としてございます。今後、そういったことについての可能性があるということのご指摘ですので、そういったことのご指摘を受けて、今後、旅費規程に準じたものをつくっていくというのがこの議会、議員の皆様方からのご意見というところで一致するところであれば、それについても検討していくところでございます。</p> <p>前回も、この議員の条例、これを出すときに、事務局が何の相談もなくつくっていくのかといったご指摘もございました。そういったことから、今後の議員の皆様方の旅費規程についての準用のものをつくるということであれば、当然議会の皆様方とも相談しながらつくっていくべきというところで思っておりますので、これにつきましては、今後の課題かなというところで思っているところでございます。</p> <p>それと、先ほども申し上げましたように、木津川市のほうも議会議員の方々の旅費規程、これを職員のほうを準用するというところでございますけれども、準用したからといって、例えば、議員の方が市役所まで来るときの交通費、これを支払っているということもございません。したがって、あくまでもそれを何の目的で出す旅費であり、交通費であるのかといったところにつきまして職員のを準用していますので、そちらについての解釈につきましては、もう少し調べることが必要かなというふうに思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか、ございませんか。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 議案ごとに討論及び採決に移ります。 まず、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の討論を行います。 討論ございますか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>反対討論を行います。 先ほど質疑をいたしました、今回の改正案というのは、いわゆる非常に用語的に曖昧性を持っている点、なおかつ、先ほどから指摘をしているように、本来、市町村や周囲の一部組合が持っているような標準的な旅費ルールをつくらず、言わば、何かあった場合、要するに今決めようとしているここでの会議に対応する以外の業務が発生した場合、私たち議員やまた特別職、今回の今の議案は議員ですよ、議員に関しては、自腹でその移動または宿泊費を捻出しないかんと、要するに条例の根拠がないわけですから、という事態になるということは、これ明言できるわけであります。 なおかつ、もう一個懸念するのは、いわゆる正当に交通費等を出そうとしているにもかかわらず、そのルールがいわゆる内規という、いわゆる条例から見たら2ランク以上下になるようなことで、いわゆる公費支出を、基本的なことを規定するというのは非常にあってはならない話だろうと思います。 だから、いわゆる職員旅費規程を準用した上で、具体的計算を内規でするのはいいですが、今回の場合は旅費規程を準用しないので、準用しているのは37円だけですから、それ以外は準用しないので、言わば根拠がないという話になるわけですから、非常に不安定ないわゆる法制度をつくるという話になってしまいます。 以上の理由で反対でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>原案に賛成の方、ありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、これで討論を終わります。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(起立者多数)</p> <p>ありがとうございます。起立多数でございます。</p> <p>したがって、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。</p> <p>討論ございますか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>そしたら、反対討論を行います。</p> <p>理由については、もう時間もありませんので、ほぼ先ほど第2号議案での反対討論と一緒です。</p> <p>もう一個追加をすることは、全協のときに申し上げましたけれども、議員以外の特別職の方というのは、さほど報酬が高いわけではありません。今の条例体系、ここのをやったとしても、いわゆる先ほど申し上げたように、さほど高くない報酬しかもらっていない非常勤特別職の方々について、ここ以外の活動については丸々自己負担で行っていただくという、いわゆる身銭を切るということを制度上強いるものになります。極めてこれはあってはならない話ですので、この業務上かかったコストというのは、それは正當に予算化をして保障すべきでありますから、そういった意味で、今の条例改正ではそれができないという観点で反対であります。</p>
<p>森田議長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>ほかに討論ありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(起立者多数)</p> <p>ありがとうございます。起立多数であります。</p> <p>したがって、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>て」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第5、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の件を議題といたします。</p> <p>管理者から提案説明をお願いいたします。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第5号、木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>去る3月10日をもちまして、打越台環境センターの解体・撤去工事が完了し、当該施設の用途を廃止しましたことから、所要の改正を行うものでございます。なお、詳しくは事務局長から説明をさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>議案第5号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>参考資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>参考資料に記載しておりますとおり、現行条例におきましては、第14条に打越台環境センターの設置について、また第14条の2にはこの環境の森センター・きづがわの施設管理について規定をしているところでございます。</p> <p>このうち打越台環境センターにつきましては、ただいま管理者のほうからも説明がありましたとおり、去る3月10日をもちまして解体・撤去が完了し、同日、廃棄物処理法に基づき、施設の用途廃止届を保健所に提出したところでございます。</p> <p>これを受けまして、第14条を削除し、第14条2を第14条とするため改正するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>

佐々木議員	<p>1点だけ、別にこの内容は反対じゃないですけども、附則のこの条例の施行日について、これまでの議論からいうと、次の議案ありますね、譲渡議案が。この譲渡議案の日と合わせるほうが、いわゆる理論的にふさわしいんじゃないかと思いますが、逆に言えば、4月1日付で、この次の第6号議案というのは執行されるという解釈でよろしいんでしょうか。</p>
森田議長	<p>事務局長、どうぞ。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>この附則の施行日でございますけれども、事務局の中でも議論いたしました。例えば、3月10日に用途廃止をしているので、3月10日に遡って適用するのかどうか等々話をしましたけれども、実際に用途廃止をしているのは3月10日というところでございますが、この施設についての設置についての議論でございますので、これにつきましては、特段遡ることも必要がないのではないかとということに至りまして、告示の日から施行するというところでございます。</p> <p>ただ、その告示の日につきましては、先ほど、今、佐々木議員のほうから質問がありました第6号議案とも関連するところでございますので、第6号議案の告示日とも調整を図っていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
佐々木議員	<p>分かりました。</p>
森田議長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。お諮りします。本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(起立者多数)</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>ありがとうございます。起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第5号「木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に日程第6、議案第6号「財産の譲与について」の件を議題とします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第6号、財産の譲与についての件につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>打越台環境センターの解体・撤去に伴い、その跡地を精華町に譲与するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。なお、詳しくは事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第6号につきましての補足説明をさせていただきます。</p> <p>打越台環境センターの用地につきましては、先ほども申し上げましたとおり、打越台環境センターの解体・撤去によりまして、その行政財産としての用を供さなくなりましたことから、既に普通財産に財産区分の変更を行っているところでございます。</p> <p>また、当該用地取得の経過などを踏まえまして、精華町様のほうから、打越台環境センターの跡地についての譲与申請がございましたことから、参考資料に記載のとおり、精華町大字北稻八間小字打越84番地ほか10筆、公簿面積でいいますと合計で7,504.69平方メートルについて、去る3月16日に精華町と組合との間で土地譲与の仮契約を締結したところでございます。</p> <p>譲与面積につきましては、5,000平方メートルを超えますことから、当該土地の譲与に当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございまして、議会の可決日をもって所有権は精華町に移転することになります。</p> <p>なお、参考資料といたしまして、事前配付の打越台環境センターの解体・撤去工事の写真に加えまして、当日配付となりましたが、土壌の調査結果についての資料を配付させていただいております。</p> <p>解体・撤去後の土壌調査に際しまして、組合から工事の施工者に対</p>

山本事務局長 つづき	<p>して、その箇所を指示してサンプリングをした試料を分析し、その結果について、環境基準を満足しているものの、念のため施工管理をしているコンサルタントに専門的な見地から意見を求めたところ、土壌汚染など周辺環境への影響は認められないと意見をj得ているところでございます。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
森田議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>山本議員、どうぞ。</p>
山本議員	<p>先日、解体が終わった土地を見に行ってきたんですが、現在、平地になった土地には沈砂池が設置されております。その沈砂池の目的と、そして沈砂池の大きさについて、この土地が7,500平方メートルあるんですが、沈砂池の規模について、法律に遵守しているのか説明をお願いいたします。</p>
森田議長	<p>事務局長、どうぞ。</p>
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>沈砂池のご質問でございます。</p> <p>沈砂池の目的につきましては、ああいった平場のところにおきまして雨が降りますと、一度に多量の雨が流れ込みます。今整地をしたばかりでございますので、一般的には土を含んだ濁水が道路側溝に流れるおそれがあるというところでございますので、これは法的なものということよりは、京都府のほうの開発基準に準じまして、大体1ヘクタール当たり500立方メートルぐらいの程度の沈砂池を設けることという基準がございます。これを受けまして、暫定的なものでございますが、350立米程度の貯水能力を持つ沈砂池を設けているところでございます。おおむねの大きさおいたしましては、15メートル角に1.5メートルの深さがあるというところでございます。その掘削した跡地につきましても、現地でご確認いただいたと思いますが、横のほうに仮置きをしているというところでございます。</p> <p>こういった、最終的な沈砂池を設けることとありますとかいったことにつきましては、今後、管理いただきます精華町の担当者のほうとも調整をしながら設置をしたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>山本議員、どうぞ。</p>

山本議員	ありがとうございます。あと一点質問なのですが、こういった平場に造る沈砂池のことは、仮設沈砂池というのが正しい名前でしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	正式な名称かどうかということはございますが、一般的には、仮設で造っておりますので、この沈砂池は仮設というところでございます。 以上でございます。
山本議員	ありがとうございます。以上です。
森田議長	<p>ほかございますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>(起立者多数)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第6号「財産の譲与について」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和3年第1回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を閉会します。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>どうもご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 4 : 0 1)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>